

## 日本学術振興会研究者海外派遣基金

## 優秀若手研究者海外派遣事業(常勤研究者)

## 平成21年度募集要項

## 1. 趣 旨

独立行政法人日本学術振興会（Japan Society for the Promotion of Science:JSPS）は、将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる有為な研究者の海外への派遣を集中的に推進するため、平成21年度の一般会計補正予算により交付される補助金により平成26年3月31日までの間に限り、研究者海外派遣基金（以下、「基金」という。）を設置することとしました。

基金では、我が国の優秀な若手研究者が、自らの研究生活に不可欠なステップとしての国際経験を積むために、海外の優れた大学等研究機関において研究を行い、海外の研究者と切磋琢磨する機会を提供することで、創造性豊かで国際的にリーダーシップを発揮できる広い視野と柔軟な発想を持った若手研究者の育成を図るため、「優秀若手研究者海外派遣事業」を平成25年度まで実施します。

本事業の実施にあたり、今回は、平成22年1月1日から平成22年3月31日までの間に日本を出発する助成対象者を募集します。

## 2. 対象分野

人文・社会科学及び自然科学の全分野

## 3. 申請資格

身 分	我が国の大学等研究機関 <sup>※1</sup> に所属する常勤研究者 <sup>※2</sup> （准教授、講師、助教、助手及びこれらに相当する職の者（研究の補助のみに従事する者は除く））。 なお、派遣期間中は常勤研究者の身分を有すること。
年 齢	原則、42歳以下の者（昭和41年4月2日以降に生まれた者）。
その他	本事業による支援開始時に外国にいる者は募集の対象となりません。 外国人が申請する場合は、我が国に永住を許可されている者に限ります。

※1 我が国の次の機関とします。ただし、文部科学省科学研究費補助金の応募資格のある機関に限ります。

- ① 大学、短期大学、大学共同利用機関、高等専門学校
- ② 国公立試験研究機関等
- ③ 学術研究・研究開発活動を行う独立行政法人、特殊法人、政府出資法人、一般財団法人、一般社団法人
- ④ 民間研究機関

※2 常勤研究者の位置づけについては、各機関の定めによります。

## 4. 派遣予定数

約100～200名（平成21年度派遣者）

## 5. 派遣期間

90日以上、原則12か月以下（研究遂行上12か月超の海外滞在が必要な場合は、その限りではありません。）

（平成22年1月1日より平成22年3月31日の間に出発できる者に限ります。）

## 6. 本会助成経費

- (1) 往復航空賃
- (2) 滞在費（派遣国によって異なります。月額約31万円～約43万円）

## 7. 派遣先機関

海外の優れた大学等研究機関とします。

なお、次に挙げる機関等は派遣先機関として認められません。

- ・我が国の大学等学術研究機関、国公立試験研究機関等が海外に設置する研究所等
- ・営利を目的とした民間研究所等

## 8. 申請手続

### (1) 提出書類

- ① 申請書……………正本1部、写し6部（A4版両面コピー）
- ② 海外における受入研究者との連絡状況を示す主要な往復文書（英語以外の言語によるものには、日本語訳も添付してください）……………写し7部（A4版）
- ③ 語学能力検定試験結果の証明書（申請書3/8ページ「語学能力 語学能力検定試験結果」欄に記入した場合のみ）……………写し7部（A4版）
- ④ 外国人登録済証明書（外国人のみ）……………正本1部
- ⑤ 優秀若手研究者派遣申請カード（①申請書の1、2ページ目の写しを正本とします。A4版両面コピー）……………正本1部

### (2) 申請書類の提出方法

#### (ア) 申請者が提出する書類

申請者は下記の書類を所属機関にまとめて提出してください。なお、申請者個人から本会へ直接提出したものは受け付けません。

- 提出書類⑤（1部）
- 正本：提出書類①～④（③④は該当者のみ）を番号順に重ねて左上をホチキスどめしたもの（1部）
- 写し：提出書類①～③（③は該当者のみ）を番号順に重ねて左上をホチキスどめしたもの（6部）

#### (イ) 申請者の所属機関の事務局が本会に提出する書類

所属機関の事務局は、下記の書類をまとめて本会に提出してください。

- 優秀若手研究者派遣申請件数一覧（様式A）……………正本1部（A4版）
- 優秀若手研究者派遣申請者リスト（様式B）……………正本1部（A4版）
- 申請者から提出された書類（上記（ア）参照）

### (3) 本会の受付期間

平成21年9月14日（月）～16日（水）（必着）

[注] 上記の受付期間は所属機関長から本会に申請書類が提出される期限であり、申請者が所属機関長に申請書類を提出する期限については、それより前であることが予想されるので、注意してください。

また、郵便事情等による申請書類の紛失、遅配等については、本会では責任を負いません。

## 9. 審査方針

主要な審査方針は、以下のとおりです。

- (1) 優秀な研究者であり、海外での研究経験を通じて、自らの研究生活に不可欠なステップとなることが十分期待できること。

- (2) 研究計画が具体的であり、申請者と海外における受入研究者との事前交渉等が十分になされていること。
- (3) 海外で研究活動を行うにあたり、相応の語学能力を有することが望ましい。

## 10. 審査結果の通知

書類審査により派遣を決定します。

- (1) 審査の結果は平成21年11月中旬ごろ本人に通知します。
- (2) 所属機関の長にもその結果を通知します。
- (3) 審査結果に関する個別の問い合わせには応じません。

## 11. 受入承諾書の提出

派遣内定を通知された者は、派遣開始日の原則40日前までに受入研究者の受入承諾書、及び必要書類を提出してください。提出が遅れた場合、派遣開始前までに助成経費を支給できないことがあります。

## 12. 本事業派遣者の遵守事項等

- (1) 研究計画に基づいて研究に専念しなければなりません。なお、研究計画、派遣先機関、受入研究者、派遣期間について、研究遂行上の理由により変更する必要がある場合、その理由を示して本会の承認を求めなければなりません。なお、大幅な変更により、研究課題の遂行が困難と本会が判断した場合は、助成経費の全額の返還を求めます。
- (2) 派遣期間終了後1か月以内に研究報告書を提出しなければなりません。
- (3) 申請書記載の派遣期間より延長して滞在することは、研究遂行上やむを得ない場合可能ですが、延長した日数の滞在費の支給はできませんので十分注意してください。
- (4) 一時帰国は、原則認めません。
- (5) 派遣期間中、大学・大学院等に学生として入学してはなりません。
- (6) その他、公序良俗に反する行為を行ってはなりません。
- (7) 出入国を確認するために、派遣期間を終了した際に、パスポート等の提出を求めることがあります。

また、派遣時に誓約書の提出を求めた上で、次に掲げる事項のいずれかに該当すると本会が判断した場合にも、本事業における派遣の取り消し、経費の支給停止、又は支給済の経費の返還要求を行います。詳細は、派遣手続き時に配布する「諸手続の手引」に定めます。

- (i) 病気等のために研究を継続できないことが明らかな場合
- (ii) 研究の進捗状況に著しい問題があり、所期の目標を達成することが不可能又は著しく困難と判断される場合
- (iii) 申請書類の記載事項に重大な虚偽が発見された場合
- (iv) 優秀若手研究者派遣事業の資格を有していないことが明らかになった場合
- (v) 過去に、研究活動における不正行為、不正受給、研究費の不正使用、又は公序良俗に反する行為を行ったことが明らかになった場合
- (vi) 「諸手続の手引」に記載されている事項に反し、本会の指示に従わなかった場合

## 13. その他

- (1) 申請及び申請書類について
  - ① 申請は1人1件とします。申請書類は、本会所定の様式を使用してください。
  - ② 申請書類の提出後、その記載事項を変更し、又は補充することは認められません。
  - ③ 提出された申請書類は、返却しません。
  - ④ 本事業で派遣されない限り、再申請する事を妨げません。

(2) 申請資格について

申請資格を喪失した場合は、その時点で派遣の助成を終了します。  
これらの変更が生じた場合には、本会に遅滞なく届け出なくてはなりません。

(3) ビザ等について

- ① 派遣先国に滞在するためのビザに関することは、本会は一切関わらないので留意してください。また、ビザによって発生する問題（派遣が困難になる等）についても本会では対応できません。申請者の責任において、研究計画が遂行できるよう準備・手配してください。
- ② 派遣先機関と雇用契約を結び当該機関から給与の支給を受ける前提でビザを取得する者は、重複の受給に当たるため、本会から経費を支給することができないので、留意してください。
- ③ 派遣者の派遣先機関と本会は調整等一切行いません。
- ④ 本会は、派遣期間中に生じた傷害、疾病等の事故について責任を負いません。

(4) 個人情報の取り扱い

申請書類に含まれる個人情報については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」及び本会の「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理し、日本学術振興会研究者養成事業の業務遂行のために利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業等に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）します。

本事業で派遣された場合、氏名、申請時における所属・職、申請領域・分科・細目、研究課題名、派遣国名、受入研究機関名及び研究報告書が公表されます。また、我が国の学術の振興、研究者の海外派遣制度の充実等のため、現況調査等を行う場合がありますので、派遣期間終了時および派遣期間終了後（10年間程度）においても協力（住所等連絡先の変更連絡・調査の回答等）してください。

(5) 募集要項・申請書および関連情報について

本会「優秀若手研究者海外派遣事業」のホームページ(<http://www.jsps.go.jp/j-wakatekojin/>)「募集要項」からも閲覧、ダウンロードできます。

#### 14. 申請書類提出先・連絡先

<募集要項に記載がないことで不明なことは必ず問い合わせてください。>

独立行政法人日本学術振興会 研究者養成課「優秀若手研究者海外派遣事業（常勤研究者）」担当  
〒102-8472 東京都千代田区一番町8番地（住友一番町F Sビル7階）  
電話 (03) 3263-3576(ダイヤルイン) F A X (03) 3222-1986  
<http://www.jsps.go.jp/j-wakatekojin/>

#### 15. 今後の募集予定（変更される場合があります。）平成22年度以降の公募は実施しないことになりました。

~~今後、平成24年度まで年2回、平成25年度に1回程度募集を行う予定です。~~

回数	募集時期	受付期間	派遣開始日
第2回	平成21年9月頃	平成21年11月頃	平成22年4月1日から平成23年3月31日
第3回	平成22年3月頃	平成22年5月頃	平成22年10月1日から平成23年9月30日
第4回	平成22年8月頃	平成22年10月頃	平成23年4月1日から平成24年3月31日
第5回	平成23年3月頃	平成23年5月頃	平成23年10月1日から平成24年9月30日
第6回	平成23年8月頃	平成23年10月頃	平成24年4月1日から平成25年3月31日
第7回	平成24年3月頃	平成24年5月頃	平成24年10月1日から平成25年9月30日
第8回	平成24年8月頃	平成24年10月頃	平成25年4月1日から平成26年1月1日
第9回	平成25年3月頃	平成25年5月頃	平成25年10月1日から平成26年1月1日